## 森林土木工事に係る入札に参加を希望される方へ

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から国土交通省等と連携して農林水産省においても取り組んできたところですが、今般、発注者として、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、国土交通省等と連携して下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

平成26年9月16日以降に入札公告を行う工事(平成27年度以降に契約を締結するものを除く。)において、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)については、競争参加資格を認めないものとします。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

このため、当該工事の入札公告及び入札説明書の競争参加資格の項に、以下の 文言を追加しております。

- (〇)以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務が ない者を除く。)でないこと
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

なお、入札参加者が上記届出の義務を履行しているか否かについては、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定値通知書の写しを提出することにより確認しますので、競争参加資格申請時には、これまでの添付書類に加え総合評定値通知書の写しも添付ください。

詳しくは、当該工事の入札公告及び技術提案書作成要領をご覧ください。

お問い合わせ先 東北森林管理局 総務企画部 経理課 TEL 018-836-2070